

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
スリナム	パラマリボ小規模漁業センター 整備計画のための贈与に関する 日本国政府とスリナム共和国政 府との間の交換公文	パラマリボ小規模漁業センター整備計画を実施する ために必要な 1. 漁業基盤施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	817,000千円 H20.1.30まで	H19.1.31 パラマリ ボで (同日)	日本側 竹内清在スリナム 大使館参事官 リヒデア・クラ スリーク・ケイテルデイクラ 外務大臣	H19.2.13 88号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。